



Title	中国における分税制とマクロ・コントロールに関する分析：「強中央」実現を目指す動きを中心に
Author(s)	吉岡, 孝昭
Citation	国際公共政策研究. 2011, 15(2), p. 35-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4500
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における分税制とマクロ・コントロールに関する分析*

—「強中央」実現を目指す動きを中心に—

An Analysis on Tax Sharing Reforms and Macro-Control in China*

—Re-establishment of the Central Government's Macro-Control over Local Governments—

吉岡孝昭 **

Takaaki YOSHIOKA **

Abstract

In this paper, the author attempts to examine the dynamic relations between tax sharing reforms and macro-control in China.

When the central government tried to introduce the tax sharing reforms in 1994, they were strongly opposed by local governments, due to the fact that the tax sharing reforms were an extremely advantageous system for the central government.

The central government negotiated tenaciously with the local governments using compromises and compulsions, and finally achieved the introduction of the tax sharing reforms. Subsequently, the tax sharing reforms have steadily contributed to the re-establishment of the central government's macro-control over the local governments.

But it is not possible to maintain the stability of Chinese politics using only a strongly pressurized system by a strengthened central government.

It is important to use the pressure-reducing devices as well.

The author has found out that the tax sharing reforms strengthened central government power over the local governments, and that the central government has achieved the stabilization of Chinese politics at present by flexibly using pressure-reducing devices within a strongly pressurized system.

キーワード：中国、分税制、マクロ・コントロール、政府、圧力体系

Keywords : China, Tax Sharing Reform, Macro-Control, Government, Pressurized System

* 本稿作成にあたり、毛里和子教授、伊東孝之教授、唐亮教授、片木淳教授（以上早稲田大学）、厳善平教授（桃山学院大学）、柳田辰雄教授（東京大学）から有益なご教示を受けたことを記して同教授に謝意を表したい。本稿の内容・意見等は、筆者個人に属するものであり、所属組織の見解ではない。なお、含まれる誤謬の一切の責任が著者にあることはいうまでもない。

** 世界平和研究所主任研究員、早稲田大学アジア研究機構客員研究員

1. 序

毛沢東時代の計画経済期は、中央が地方の人事権、行政指導権、投資や経済計画の決定権、財政管理権等を掌握した中央集権体制であった。その後、鄧小平時代に中央と地方の関係は大きな変化を示した。すなわち、財政面では、一定の基準に従って地方政府に請負させた目標税収を中央政府に「上納」した残りは、地方政府が自由に使用して良いという財政請負制を導入した。これでインセンティブを与えられた地方政府は、財政収入を増加させ、財政管理権を拡大させたほか、企業管理権の地方委譲も手伝って、人事権、投資、外資導入許可権限も地方管轄となった。

こうして、地方政府は、自らが主導する形で地方経済発展に注力することになり、国家財政での、中央比率の低下にみられる如く、地方に対する中央の統制能力は徐々に弱体化していった。地方は多くの許認可権を手中に収め、中央の統制を上手く掏り抜けながら、地方経済の発展を主導した。正に、巧妙に立ち振舞う地方政府と、それに振り回され、統制が弱い中央政府という構図¹⁾である。

これに危機感を持った中央は、地方に対する統制を再度強化するとの強い意思を持って分税制を導入した。1995年江沢民主主席は、「中央の統一した指導を強化し、中央の権威を守る」と宣言、中央によるマクロ・コントロール強化に注力した。これまでの国家能力強化と異なり、改革開放政策による市場経済化が進展する中でのマクロ・コントロール強化であることが大きな変化であった。

この結果、吉岡（2008a）で指摘したように、中央の対応を受けて、地方の中でも、「省」は下級政府に対しては「中央」であること、中央－省－地級市－県－郷鎮の関係が垂直であること、更に下層政府に行けば行くほど、負担と権限の不均衡が強くなるという「圧力体系」²⁾が構築された。

しかし、いくら中国が一党独裁の政治システムであると言っても、中央に都合の良い分税制が容易に導入出来たと考えるのは早計である。分税制は、当初、地方の激しい抵抗にあい、中央は、「アメ」と「ムチ」を通じた説得と妥協等を繰り返し、導入に漕ぎつけたことは余り知られていない。

分税制の政治過程に関する先行研究をみると、項怀誠（2008）、曾根康雄（1996）等のように、歴史的事実を記述し、不透明な中国情報を明らかにする成果に止まっており、マクロ・コントロールとの関連で体系的な研究が不足している。

そこで、本稿では、分税制導入によるマクロ・コントロール強化（強中央）の実現が、圧力体系と減圧装置がバランスをとることで、中国政治の安定化に寄与しているとの仮説を立て検証を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、2の「分税制改革の背景」では、中国政治は、集権国家か、それとも分権国家か、という問題について考察した後、分税制導入の背景について整理を行う。ここでは、分税制導入の意味が、「強中央」という形を、経済権の強化で実現した点を論じる。3の「分税制導入時の地方の抵抗と中央の導入に向けた対応」では、分税制導入に至る中央の必死

1) 当時、中央と地方政府の関係は、「上に政策あれば、下に対策あり」とか、「諸侯経済」とか、「地方保護主義」と揶揄された。

2) 栄敬本ほか（1998）の提唱する民主合作型（Democratic system）の移行の必要性という観点ではなく、吉岡（2008a,b）で提示した、「中国財政も圧力体系の下で、様々な安定化メカニズムが上手く機能している」という意味で以下論じたい。栄敬本ほか（1998）『从圧力型体制向民主合作体制的転変－県郷両級政治体制改革』中央編訳出版社参照。

の対応とその政治交渉過程等について論じる。この妥協等が、その後の分税制の設計に如何なる影響を与えたかを明らかにする。4の「分税制導入により政策としてビルトインした減圧装置」では、各種移転支出等について概説し、導入時の妥協を含め、分税制が減圧装置を如何に組み込んでいったか、について論じる。5の「分税制導入時以降に強化された中央による圧力体系」では、導入時に妥協した中央が、導入後、地方税を中央・地方の共有税へと移行させたことや、共有割合の中央比率引上げ等を通じ、圧力体系を強化していったこと、減圧装置である財政移転支出も、発展の遅れた地域等には財政移転支出依存を過度に増大させることで、中央からの依存なしに運営が難しくなるように圧力体系を強化していったことについて論じる。このことで、当初導入時には、数々の妥協を行ったが、ゆっくりと時間を掛けて中央政府の能力を強化し、「強中央」を形成していった状況を明らかにする。最後に「おわりに」では、本稿の一応の結論とともに、本稿の分析から導かれる政策的インプリケーションを述べる。

2. 分税制改革の背景

分税制改革の議論の前に、中国は、集権国家なのか、それとも分権国家なのか、という問題について、これまでの議論を以下で整理してみたい。

そもそも、伝統中国は、皇帝を頂点に集権制が強いようにみえるが実は分権国家だったとする説³⁾や、清代の政治制度が、建前の集権制と実態としての分権化が混在していたという分析⁴⁾がある。

しかし現代中国は、このような伝統中国を引き継いだため、建国時には集権の実質化、統合の強化がとりわけ重要な課題となった。社会主義が集権化を一層求めた⁵⁾のである。

また、社会主義中国は、中央と地方の関係を規定する最も重要な要素である人事権を党が握るなど、西側先進国とは顕著に異なる民主集中制の政体をとった。このように、西側先進国と比べ中国の中央政府は、中央と地方の関係を原理、制度、実態のいずれの面でも強く拘束している。

しかし、党が絶大な権力をを持つ共産党政権は、確かに政治思想や人事面において、中央から地方への指導を厳格化させたが、一方で経済、特に工業分野の集権化はそれほど進めなかつたことは意外と知られていない。例えば、農地の公有化と私営企業の接收が一段落した1958年以降、中央は企業管理と財政権を地方に移管し始めた。そこでは、計画経済に基づいて生産高等のノルマは課すが、あとは地方に任せる体制が始まった。これ以降、地方は独自の予算を組み、中央は地方に党组织を通じて、人事面で介入、監視するという形での役割分担が進んだ。この間には中央が工場の統制を、強めたり緩めたりすることはあったが、あくまで、経済運営主体は地方にあった。

3) 坂野正高（1973）『近代中国政治外交史』東京大学出版会。

4) 村松祐次（1975）『中国経済の社会態制』復刊版、東洋経済新報社。

5) 加藤弘之（2003）は、「毛沢東時代の計画経済は、旧ソ連の『きつい』中央集権体制とかなり性格を異にした『ゆるい』体制であった。歴史をさかのばれば、開放以前の時期から、中国には独自の経済、文化、社会が発展していた歴史的伝統がある」とした。加藤弘之（2003）「中国—社会主義市場経済の実像」渡辺利夫編『アジア経済読本（第3版）』第10章、東洋経済新報社、242頁。

その後の1966年から始まった文化大革命時には、中央の行政制度・地方機能は破壊され、一種の無政府状態に陥り、財政管理主体も不明確であった。

1978年からの鄧小平時代には、文革時に地方政府の機能が破壊された反省から、改革開放路線では、「経済の地方分権」を推進した。この改革開放に繋がる鄧小平政策は経済成長面で成功を納めたものの、地方の中には中央の眼が行き届かないことをいいことに1980年代以降制度は変わらないにも拘らず、「上有政策、下有対策」とのスタンスで中央に対抗する場合が多くなった。また、1980年代末からは、経済自主権を拡大した方が台頭した結果、中央の財政収入が減少し、財源を通じたコントロールが緩み中央を悩ませた。

まさに、中央・地方間の軋轢・交渉コストが増加したのである。これは、「諸侯経済」の台頭等、過度の地方分権により、中央と地方の政治的力学の変化に伴う各種コストが増大したと言い換えて良い。例えば、経済力のある地方は、「収入指標を可能な限り低く設定する一方で、支出指標は可能な限り高く設定することに努め、その差額分を留保する」など、全国の財政会議で地方の代表は、「1年の計は『争い』にある」という状況を作り出した問題⁶⁾もある⁷⁾。このように、分税制導入前の財政請負制は内部から歴史的使命を終えていった。

この結果、当初、前向きでなかった中央指導者の間にも、漸く分税制導入への支持が広がり⁸⁾始めた。1993年、北京市門頭溝竜泉ホテルで、分税制導入に関する会議が開催された。この会議が分税制改革の具体的実施に向けた第一歩⁹⁾となったと言われている。

その後分税制は、1993年11月の中共14期3中全会で採択された「社会主義市場経済体制構築の若干の問題に関する決定」(第18条)に基づき、翌1994年1月から実施された¹⁰⁾¹¹⁾。

このようにして、中央は、中央および地方の党の組織部が一貫して握っていた地方人事権に加え、分税制改革を断行し経済権をも手に入れたのである。

このことは、この時期、中央は、地方に任せ過ぎて、中央にとって歪んでいるとみられた市場経済を中央の手で仕切り直したと言えよう。すなわち、中央政府主導で、課税という形で沿海部の富を一部吸い上げ、内陸部に富を移転させることにより、強い地方の突出を抑制する一方で、弱い地方を補助し、地域格差是正を通じて権力構造の中央強化を図ったといえよう。計画経済で失敗した

6) 項怀誠 (2008) 「从分税制到公共財政」『財経』雑志総第223期、10月27日、152頁。

7) 曽根康雄 (1996) は、この事情につき「地方政府は財政収入が増加しても、追加投資などにより支出額を増やし、中央政府への上納額の基数となる黒字幅の圧縮を図った。このため、国民経済が急速に発展し、全体の財政収入が拡大しても、中央財政収入は伸び悩む現象が生じた」とした。曾根康雄 (1996) 『江沢民の中国経済』日本経済新聞社、74頁。

8) 1980年に中央政府財政部は分税制改革の実施を提案したが、その当時の中央指導者には受け入れられなかつた。分税の前に主要税種類を整理することが優先されたため、当時は、改革の条件が整わなかつた。それ以後の分税制改革は条件が徐々に整えられる過程の中で、決定された。項怀誠 (2008) 「从分税制到公共財政」『財経』雑志総第223期、10月27日、152頁。

9) 会議では、中央から分税制の主要な意義、今後の政策の目的と問題点などが披露された。そのときの様子を、責任者の一人である項怀誠 (2008) は「私達の肩の上にとても重い責任がのしかかっていると感じた」と告白した。ある財政庁長は、「分税制の啓蒙教育はあるの会議で始まった」と言われるほど重要な会議だった。項怀誠 (2008) 「从分税制到公共財政」『財経』雑志総第223期、10月27日、152頁。

10) 改革・開放期における分税制を含む財政管理制度の変遷については、大橋英夫 (2000) 「中央・地方関係の経済的側面：財政・金融を中心に」天児慧編『現代中国の構造変動4：政治』東京大学出版会を参照。

11) 分税制は1992年後半から、4省・市・自治区（遼寧、天津、新疆、浙江）と5計画単列市（武漢、青島、大連、瀋陽、重慶）で試行されていた。上海財経大学公共政策研究中心 (1999) 『中国財政発展報告』上海財経大学出版社、408頁。

中央主導の国民経済を、市場経済¹²⁾と財政システムの整備を通じて立て直そうとしたのである。

3. 分税制導入時の地方の抵抗と中央の導入に向けた対応

3.1：分税制導入と政治過程

分税制改革（1994年）は、1992年春の鄧小平による南巡講話での発表からスタートした。鄧小平は、南巡講話で、市場経済体制への改革の方向を示すとともに、講話内容と同じ年の中央政府「第二号公文書」の形で伝達したことで全国に衝撃が走った。

1992年の秋には、中国共産党十四大が開催され、政治報告の中で、当時の江沢民総書記が、中国共産党を代表し、今後中国経済体制改革の目標は「社会主義市場経済体制」であることを宣言、翌1993年、全国人民代表大会で憲法修正案を可決した¹³⁾。

1993年9月、第14期第3回中央委員会全体会議が開催され、十四大に基づき、「中国共産党中央の社会主義市場経済体制の創立に関わる若干の問題に関する決定」を決議した。この決定は、財政体制について、①工商税制改革を実施し、国家・企業間の関係を調整すること、②中央政府と地方政府の間で分税制を実行すること、③国家予算が複式予算の形で行うこと、が柱であった。

結論的には、中央指導者は、財政体制改革は国家・企業・個人間に関係する、極めて重要な改革として重視した。中でも、分税制実行は、中央と地方の分配関係の調節であるため、財政体制改革の中心と位置付けたのである。このため、1993年9月から11月までの間、國務院の朱鎔基副総理が十数回も地方を訪れ、地方官僚との意見交換、財務監査、交渉を重ね、圧力と懐柔を図った。しかし、当時、中央政府は、三つの改革を同時に展開する力がなかったため、三つの改革のうち、分税改革と工商税制改革を優先的に展開することが決められた。

3.2：分税制導入決定に至る中央の「アメ」と「ムチ」対応

財政請負制度下における地方政府の既得権益の構造を急変させる分税制の導入に際し、経済発展地域の「地域エゴ」に基づく根強い抵抗¹⁴⁾に対して中央は、妥協を繰り返し分税制の導入に漕ぎ着けた¹⁵⁾。

12) 鄧小平時代に地方に手渡された経済権を中央に取り戻そうという「再中央集権化政策」の動きは、分税制導入以外にもある。例えば朱鎔基は、インフレファイターとして沿岸部で過熱していた投資を引き締めるため数度に亘り金利を引き上げ、金融機関に貸出金利の厳守指示を出したほか、中国人民銀行の支店の人事にも中央が介入し、縁故融資等の排除など、地方金融の監督を強化した。また、中国人民銀行支店（中央銀行）の人事権は、かつて地方政府が握り、銀行融資等の面で地方政府の意向が大きく反映されたが、1995年に中国人民銀行法が制定され、マクロ経済統制を担う中央銀行としての地位が保証され、地方政府への融資が禁止された。しかし、その際、全人代の採決の際33%の地方の批判票と見られる反対票が出たことからも地方の抵抗を垣間見ることが出来よう。

13) 中国で社会主義市場経済を実現することを憲法に書き入れた。

14) 朱鎔基は、地方との交渉で「体重が2.5kg減った」と語ったとされる。朱健栄(1998)『朱鎔基の中国改革』PHP研究所、109~212頁。

15) P・リーによると、江沢民・朱鎔基指導部が分税制の導入に具体的に乗り出したのは1993年半ばからであり、分税制導入に際しての準備不足も分税制の実施を困難にした一因であるという。Pak. K. Lee (2000), "Into the Trap of Strengthening State Capacity: China's Tax-Assessment Reform," China Quarterly, No. 164, December, pp.1011-1013。

中国財政収入は、分税制実施前の1993年の4,349億元から、2007年には5万億元にまで増加したため、現在まで大きな混乱なく運営されている。しかし導入当初は税収返還等、税収入全体のパイが拡大しなければ、中央財政の負担が増大するという危険な妥協¹⁶⁾の上に分税制導入が成立っていた。

以下では、必要性は強く認識¹⁷⁾されつつも、導入不可能¹⁸⁾と見られた分税制が、大きな抵抗があつたにせよ、如何にして導入にまで漕ぎ着けたのか、について以下論じていきたい。

まず、第一は、地方政府に地方利益配慮を通じた妥協等の「アメ」を与えることによって省級等地方政府を懐柔したことが挙げられる。すなわち、分税制導入時の最大の妥協は、地方の税収保障のため、基準年を下回らないよう、再度中央から地方への税収を返還するという制度¹⁹⁾の導入である。

これは、基準年の地方政府の収入を保証するスキームで、分税制が当初企図したマクロ・コントロール強化の一部尻抜けとなる制度である。

このスキーム²⁰⁾には、①基準年問題と、②計算式問題という主要な2つの争点が見られた。

①基準年問題については、各省で財政を担当する副省長・財政庁長を次々と北京に呼び出す一方で、1993年9月には朱鎔基首相も地方の意見聴取に出向くなど、調整を繰り返した。そこでは、分税制の基準年について、中央の財政部は1992年の実績データを基準とすると主張したが、地方政府は1993年のデータを基準とするよう要望した。これは、1992年の基準では、既に実績が出ており数字の調整(対策〈嵩上げ等〉)が出来ない一方で、まだ計数調整等対応可能な1993年を基準にしたかったことが読み取れる。正に粉飾紛いの「対策」がとれるという抜け穴を認めさせることで、保証返還額を水増れさせ、地方財政確保に関する地方への配慮を主張したのである。これに対し、中央政府は、地方の意見をエゴだとし、当初、撥ね退けたが、紛糾による導入延期や中止を恐れた朱鎔基首相は中央政治局の常務委員会に本件を報告し、了解を得て、結局、中央は地方意見の尊重を決定することで、分税制導入の円滑な地均しを行ったのである。分税制は、このように中央政府が、地方政府に配慮・妥協したため、纏まったと言われている²¹⁾。

②計算式問題については、地方が返還額をより多く獲得出来るよう同式を調整すべきと、既得権益を有する地方政府を中心に求めてきた。そこで中央は、急がず、かつ緩やかに中央と地方との分配関係を処理する方法の採用を甘受した。すなわち、中央は、増額分のうち中央税収の3割が地方に戻される結果、実質7割しか自主財源として留保できないほか、分税制導入前(1993年)の地方収入を下回らないことを保証²²⁾するなど、従来からの地方の既得権益に手を付けないよう表面的に妥協し、巧妙に増加分調整のみに焦点を当てた計算式とした。中央は、長期的観点から中央財政

16) 今井理之・中嶋誠一(1998)『中国経済がわかる辞典』日本実業出版社、121頁。

17) ジョナサン・スペンス(1990)『近代中国の台頭』NY,W·Wノートン、76~78頁ほか。

18) William H. Overholt(1994)『中国・次の超大国』サイマル出版会、93~94頁ほか。

19) 各種「移転支払」のうち大宗が既得権を保証する「税収返還」のため、経済格差対策用財源は自ずと限度がある。

20) 詳細は後述(4.2)。

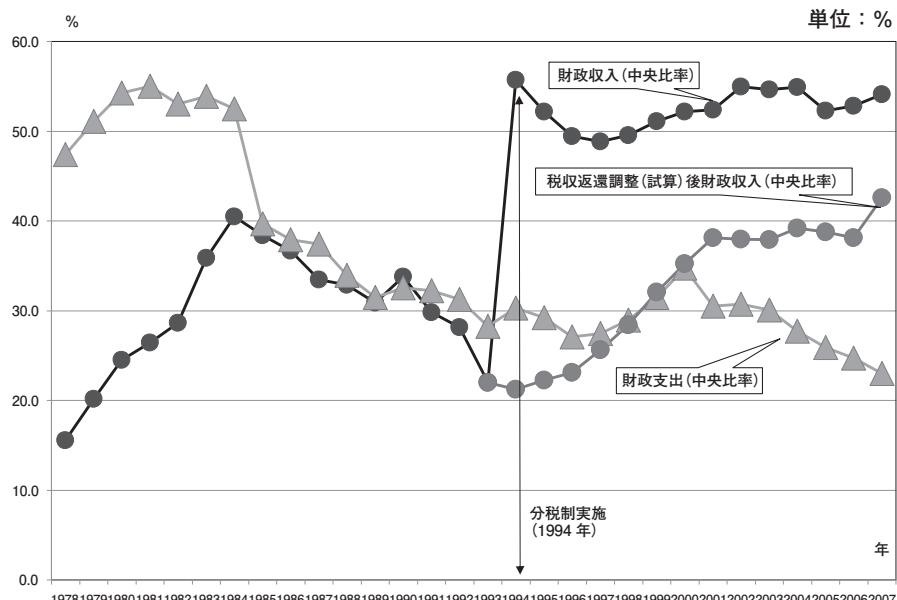
21) 項怀誠(2008)「从分税制到公共财政」『財經』雑志総第223期、10月27日、152頁。

22) 中国財政年鑑編輯委員会編(1995)「国务院關於实行分税制财政管理体制的决定」『中国財政年鑑』1994年版、63頁。

収入が全国財政収入に占める割合を徐々に高める作戦を取って導入を急いだのである。

この結果、財政収入の中央比率（図表3-1）は、分税制導入前の1993年の22.0%から1994年には55.7%に上昇、その後も概ね50~60%で推移し、中央政府の財政力向上を背景としたマクロ・コントロール機能が向上し、逆に地方政府の自主権、裁量権（地方政府と企業の請負制廃止、地方の優遇税制制限等）は縮小した²³⁾。

（図表3-1）中国の国家財政に占める中央政府比率



（資料）中国財政年鑑2008年等により作成。

しかし、1994年の分税制実施当初の急激な中央収入の増加分の殆どは、中央政府から地方政府への1993年の税収を保証するための税収返還として、地方政府に返還されたため、実際の中央財政収入は急激には増加していない（図表3-1、5-1）。

分税制導入により実質的に中央で利用可能な財政収入を見るために、財収返還を調整した計数を試算すると、中央の実質的な財力が急激に上昇していないことが、図表3-1の「税収返還調整（試算）後財政収入（中央比率）」の推移をみれば明らかであろう。特に、地方政府は、税収保証の基準年である1993年計数を、恐らく操作し嵩上げたため、1994年は中央の財政力が低下（中央税比率：1993年22.0%→1994年21.1%）した可能性がある。その後は、着実に中央政府の財政力は強まっている。

このことに対し、地方政府からは、「分税制実施当初の中央政府の約束は、中央政府分の新規増加額の30%（実際は増加率）を地方に返還するものであったと不満が強い」²⁴⁾ ようである。

23) 鮑爾（2002）『中国的財政政策—税制与中央及地方的財政関係』中国稅務出版社、129頁。

24) 大西靖（2004）『中国財政・税制の現状と展望』PRI Discussion Paper Series (No.04 A-26)、70頁の脚注。

いずれにしても、国家能力の低下に対する懸念から、王紹光とともに中央の指導者に分税制の導入を積極的に働きかけ『強中央』を唱えた胡鞍鋼は、分税制導入当時は、①中央収入比率の上昇、②1人当たり財政収入格差の是正、③地方の中央財政依存度の上昇、④税制の統一化・簡素化といった肯定的な評価を暫定的に下した²⁵⁾。

その後、分税制の制度不備を改善しつつ改革を行いながら、マクロ・コントロール強化という圧力体系の構築に徐々に舵を切りつつ、現在に至っている。

このように分税制導入は、長期的な圧力体系構築のため、導入時の政治交渉過程を通じた減圧装置を組み込むなど、中央・地方関係の権力闘争の中で生まれた妥協の産物でありながらも、中国の政治的安定性の観点から、導入を円滑に行うために不可避のものであったと評価可能であろう²⁶⁾。

しかし、上記のように導入時の地域エゴはあったものの、その後の経済成長から、圧力装置たる分税制は、徐々にその威力を見せ始め、実質的な中央財政強化が図られ、圧力体系を強め続けた。

第二は、経済発展の進む省・地級政府に対しては各種補助の約束等の「アメ」を与えることによって懷柔したことが挙げられる。すなわち、1993年後半に中央指導者が地方に相次いで出向き、分税制導入の周到な説得工作を続けた。特に1993年9月には、最大の抵抗勢力とみられた広東省に江沢民主主席、朱鎔基副首相（当時）が相次いで訪問し、基幹産業への資本投入や、優遇税制の継続を約束²⁷⁾するなど、導入工作に注力したと言われている。

第三は、発展の遅れた省・地級等地方政府に対しては、移転支出増加等の「アメ」を与えることによって、大義名分とこうした地域の支持を取り付け懷柔したことが挙げられる。すなわち、中央財政が強大になることは、「地方の利益である」（大義名分）とし、発展の遅れた中西部地域等を味方に付けていった。その時の努力目標は、分税制導入により、「中央の財政収入は全国財政収入の55%～60%まで占めても、中央の財政支出は全国財政支出の40%内で制御する」²⁸⁾というものであり、しかも、「残差の収入20%は、地方に、しかも主として中・西部地区に移転支出する」ことを約束した²⁹⁾。

この結果、中央の地方に対する一年間の移転支出額は、1994年分税制改革開始後、約550億元から2007年には1.3万億元まで増加したが、中央自身の支出は改革前の比重を超えていない。

第四は、人事権等を通じた圧力行使である。具体的には、人事権の行使を含めた各種説得を行った。改革遂行には、指導者のリーダーシップが非常に重要である。江沢民主主席は過去何回も各省の書記、省長を集め、会議を行い、朱鎔基首相は自ら各地を転戦³⁰⁾し、「アメ」と「ムチ」で調整に邁進した。

25) 胡鞍鋼（1996）「分税制：評価与建議」「戰略与管理」第5期、1～2頁。また「国家能力」については、胡鞍鋼・王紹光（1994）『中国国家能力報告』牛津大学出版社を参照。

26) 政治改革や経済運営改革の違いとして、旧ソ連・東欧はショック療法的改革に対し、中国の慎重に順序立てた段階的改革を評価した。William H.Overholt（1994）『中国・次の超大国』サイマル出版会、8～22頁。

27) 分税制の導入に際して、朱鎔基副首相（当時）は広東省では基幹企業に対する16億元の資本注入を、また上海では新税制のもとでも浦東地区の優遇措置を変えない旨を提起したことが伝えられている。South China Morning Post（1993），September 24 and November 8。

28) 项怀诚（2008）「从分税制到公共财政」「財経」雑志総第223期、10月27日、152頁。

29) 项怀诚（2008）「从分税制到公共财政」「財経」雑志総第223期、10月27日、152頁。

30) 项怀诚（2008）「从分税制到公共财政」「財経」雑志総第223期、10月27日、153頁。

この間、各省で財政を分担する副省長・財政庁長を次々と北京に呼び出し、調整を繰り返した。

4. 分税制導入により政策としてビルトインした減圧装置

4.1：移転支出とは

移転支出制度は、中央と地方の財政上の不均衡を是正するため、中央から地方財政に対する資金移転であり、日本の地方交付税、国庫補助金等に該当するものである。

移転支出の分類には、様々なものがあるが、本論文では、尚長風（2005）³¹⁾ 等の分類を中心に、図表4-1のように、税収返還、原体制補助、専項移転支出、財力性移転支出、各種決算補助、その他補助の6種類に分けて論じていくこととした。

（図表4-1）中国の移転支出概要

制度名	内 容
税収返還制度	●1994年の分税制実施、2002年の法人・個人所得税共有化に伴い、改革前の地方政府の歳入を保証するものである。改革により中央への税の集中化が加速するためその激変緩和措置として、改革実施以前の地方政府の収入を保証し、一定の範囲で、新たな収入増分を地方に返還するものである。
	●上記性格から、豊かな地方への移転支出が多くを占めており、格差是正に寄与するものではない。
原体制補助	●1993年以前の体制において、チベット・新疆ウイグル自治区等への一定額の資金補助制度を継続したもの。
専項移転支出	●一旦、所管官庁に配賦され、所管官庁がプロジェクト毎に配分するものである。内容は、基本建設、社会保障、農業、教育の4分野が主となっている。
財力性移転支出	●格差是正を目的とした移転支出のこと。この中には、一般性移転支出、民族地区移転支出等がある。
うち 一般性移転支出	●1995年に創設され、規範化したルールで算出されるもの。貧しい地区への一般財源として配分されるもので、資金使途は、地方政府の自由である。
民族地区移転支出	●2000年より実施された西部大開発とともに創設され、5自治区（チベット、新疆ウイグル、寧夏回族、内モンゴル、広西チワン）、3自治省（雲南、青海、貴州）、8自治州（四川省涼山イ族自治州等）に対して行われるもので、資金使途は、地方政府の自由である。
各種決算補助	●各種決算対策として行われる移転支出である。
その他補助	●上記以外の目的で支出される補助一般。

（資料）尚長風（2005）、大西靖（2004）等により作成。

第一の税収返還は、分税制等の税制度改革により、これを円滑に制度変更するための激変緩和措置として導入されたものであり、減圧装置として評価すべきものである。このため、広東省等豊かな地域への移転支出が大宗を占め、地域間経済格差是正に直接寄与するものではない。

第二の原体制補助は、1993年以前の体制で行っていたチベット・新疆ウイグル自治区等への資金補助制度を継続したものである。第一の税収返還同様、制度改正に向けた減圧装置と評価できよう。ただ、税収返還と異なるのは、その支出先が、経済未発展地域の多い地域（チベット・新疆ウイグル自治区等）であったため、地域間経済格差是正や少数民族対策に資するものであった。

31) 尚長風（2005）『公共財政政策理論与実践』南京大学出版、75頁。

第三の、専項移転支出、財力性移転支出等は、基本的に地域間経済格差是正のものである。特に、財力性移転支出は、資金使途が地方政府の自由である点で、中央のマクロ・コントロール強化の下で、相応の減圧装置として機能していると考えてよかろう。

こうした中で、図表4-2をみると、地方政府の資金使途自由な「一般性移転支出割合」が増加（1998年5.6%→2005年15.3%）していることは、減圧装置が機能していることが見て取れよう。

(図表4-2) 移転支出に占める一般性移転支出比率（除く税収返還、原体制補助）

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
一般性移転支出（億元）〈A〉	61	75	86	138	279	380	745	1,120
移転支出（億元）〈B〉	1,088	1,788	2,233	3,377	4,024	4,512	6,028	7,341
移転支出に占める一般性移転支出(%) 〈A／B〉	5.6	4.2	3.9	4.1	6.9	8.4	12.4	15.3

（資料）周波（2009）178頁等により作成。

また、図表4-3をみると、地域間格差是正に関する移転支出（2004年）は、分税制導入（1994年）以降、総資金移転の55.8%（1994年比：+31.3%ポイント）、全国総財政支出の19.6%（同：+9.5%ポイント）、GDP比でも4.2%（同：+2.9%ポイント）を占めるまでに増大していることで減圧化している。

(図表4-3) 移転支出推移（推計を含む）

	単位：億元							
	1994	1995	1996	2000	2001	2002	2003	2004
総額	2,389	2,534	2,723	4,665	6,002	7,352	8,261	9,410
税収返還	1,803	1,870	1,949	2,268	2,335	3,208	3,631	4,157
税収返還以外の総額	586	664	774	2,397	3,667	4,143	4,630	5,253
原体制補助	111	112	113	125	125	n.a.	n.a.	n.a.
専項移転支出	n.a.	n.a.	488	1,440	2,650	2,402	2,577	2,895
財力性移転支出	n.a.	n.a.	n.a.	832	n.a.	1,622	1,912	2,238
総資金移転に占める税収返還以外比率 (%)	24.5	26.2	28.4	51.4	61.1	56.4	56	55.8
全国財政総支出に占める税収返還以外比率 (%)	10.1	9.7	9.8	15.1	19.4	18.8	18.7	19.6
税収返還以外の資金移転に占めるGDP比率 (%)	1.3	1.1	1.1	2.7	3.8	3.9	3.9	4.2

（資料）中国財政年鑑各年、大西靖（2004）97頁等により作成。

以下では、中国の各級政府の財政調整（税収返還、移転支出等）についてやや詳しく論じてみたい。

4.2：税収返還

1994年の分税制改革実施後、中央政府に財力を吸い上げられ弱体化する地方の既得権益を一部擁護し、円滑な移行が進むよう、中央政府は、1993年を基準時として、地方から上納させた税を、逆に中央から地方に返還する税収返還制度を創設した。しかも、この税収返還のため、分税制実施の1994年に、地方財政収入は、表面的には大きく減少したが、税収返還調整後では、大幅な税収変化は緩和され、激変緩措置（減圧装置）として一時的には有効であった。しかし、これは、後になって、地方政府にとってボディーブローのように税収の伸び率減少として表れ、中央のマクロ・コントロール強化という名の下、圧力体系が構築・強化されていった。

1994年以降の税収返還の基準（ R_t ）は、以下の計算式で算出される³²⁾。

$$R_t = R_{t-1} + R_t \times 0.3 \times [(R=C+0.75V) \text{ の前年比}]$$

但し、Cは消費税、Vは付加価値税、tは年。

つまり増加率の7割は中央の懐に残るが、地方には3割しか返還されず、長い年月をかけて「中央が召し上げる」スキームになっている。このようなスキームであったため、税収返還の効果を減衰させるのに十分であった。具体的に数字を入れて説明すると、地方の増值税と消費税が1%増加すると、中央財政は地方への税収返還をその3割のウェイトの0.3%の増加分だけ地方に還元し、あと0.7%の増加分は中央に留保するというものである。しかも、次年度はその額が税収返還の基数になるというものである。

ただ、地方が中央に上納する税収入が基準とする基數に達しない場合は、中央は上納する実際の税収額を受け取らない扱いとした。これは、中央との交渉過程で地方が獲得した利益であったが、経済が急速に規模を拡大させる中で、この基數額維持の扱いは、掛け捨ての保険程度の意味しか持たなかった。

4.3：各種移転支出

4.3.1：一般移転支出

4.3.1.1：中央政府から地方政府への一般移転支出

中央政府から地方（省級）政府に対して行われる一般移転支出は、以下の計算式で算出された額によって支出補助がなされる。

$$\text{ある省の移転支出額} = (\text{当該省の標準財政支出} - \text{当該省の標準財政収入}) \times \text{移転支出係数}$$

なお、上式での、①当該省の「標準財政支出」は、基本公共サービス水準に基づく財政支出需要を算出し、地方政府の規模に応じた平均支出水準、各地域の客観的要素等を勘案して推計する。また②当該省の「標準財政収入」は、各地域の財政収入能力のこと、これは主に課税標準と税率によって推計を行う。

このような考え方で中央から地方政府へ移転支出が実行されるが、詳細な実態は依然謎である。

4.2.1.2：省級政府から下級政府への一般移転支出

省政府から下級政府に対して行われる一般移転支出は、以下の計算式で算出された額によって、支出補助がなされる。これは、上級地方政府が、二重の性格をもち、中央に対しては非国家でも、下級政府に対してはときに中央権力を代行する「国家」として立ち現れる事例³³⁾である。

32) 上海財経大学公共政策研究中心（1999）『中国財政発展報告』上海財経大学出版社、202頁参照。

33) 毛里和子（2004）『新版現代中国政治』名古屋大学出版会、126頁。

$$\text{ある地域の移転支出額} = (\text{当該地域の標準財政支出} - \text{当該地域の標準財政収入}) \times \text{移転支出係数}$$

当該地域の「標準財政支出」の推計方法は、各省（自治区）政府で概ね一致していて、主として当該地域の行政、警察・検察・裁判所の標準支出等の経常支出項目の支出総額が利用される。

当該地域の「標準財政収入」は、主として上級政府からの補助収入と市・県政府自体の一般予算収入を勘案のうえ、計算される。上級政府からの補助収入は、普通、実額に基づき計算する。

しかし各省（自治区）政府による一般予算収入の推計方法は一様ではない。ここにも「さじ加減」という減圧装置の存在を確認することができる。

「移転支出係数」算定に当たっては、一部³⁴⁾を除き、多くの省（自治区）政府は、その時の省級財政配賦一般移転支出総額と、管轄の各市（県）政府での標準財政支出と標準財政収入の収支差の総額を勘案して計算する。そこで決定された補助割合は省内で統一して利用される。

ただ、ここで決定された移転支出係数も、ある省政府では、省内の少数民族の県や、中央と省級政府による貧困扶助開発重点県に対しては、同係数を意図的に増加させ、当該地域が手厚く配分されるように移転支出額を決定している。少数民族管理や、弱者保護名目の暴発予防に向けた減圧装置の存在を確認することができるが、この算出額も詳細な実態は謎のままである。

4.3.2：民族地域への移転支出

中央財政は、一般移転支出制度設立当初から、民族地域に対して特殊な配慮を行い、移転支出額を加算している。すなわち、民族地域の移転支出の資金源は二つある。

その一つは2000年から民族地域に対して特定項目補助として支出される移転資金10億元である。その額は、毎年中央政府と共有税となっている增值税をその収入増加率を勘案して、支出している。もう一つは、8つの民族地域の省・区および非民族地域の省・区の族自治州の增值税75%について、毎年、增值税の収入増加部分の20%は中央の収入として上納するものの、残りの80%は、民族地域補助に振り向いている。しかも、民族地域補助に振り向けられた80%のうち、半分は徴収した地域に直接返還し、残りの半分は要因分析手法等を利用して、各地方に割り振られている。

いずれにしても、2000年から①特定項目補助の移転資金と、民族地域補助等により、民族地域へは手厚い資金供給がなされているほか、②中央が地方に対して行う税収返還標準スキーム（10：3の割合）計算を民族地域には適用せず、別枠で配慮し、③移転支出計算の基数として利用される係数も、一部の省政府では、省内の少数民族の県、中央と省級政府による貧困扶助開発重点県に対し、同係数を意図的に増加させ、当該地域が手厚く配分されるように移転支出額を決定するなど、少数民族管理や、弱者保護名目の暴発予防に向けた減圧装置と言えよう。

34) 山西省、貴州省は標準収支不足の全額を移転支出として支出している。

5. 分税制導入時以降に強化された中央による圧力体系

5.1：中央・地方税共有化や共有割合変更等による圧力体系強化

各税目は、中央政府と地方政府で分担した役割に伴う財源として、分税制の下で、中央税、地方税、共有税（中央と地方とで比率按分）に3分類されている。しかし、この3分類された税目や、中央と地方の按分比率は、適宜変更することにより加圧している。

2001年1月の法人・個人所得税の「中央・地方政府税収配分基準」³⁵⁾等を嚆矢として、分税制に修正を加えつつ、中央財源化によるマクロ・コントロール向上と、中央財源等を適切に再分配するメカニズム構築を主眼に、徴税能力強化を含め、ゆっくりとかつ着実に進め、圧力化している。

例えば、1994年以降、政治決着したため不十分であった財政面での圧力体系の完成に向け、分税制の枠組みの中で、以下のとおり、財政部が中央と地方の収入割合と配分を中央が有利になるよう調整し、中央政府によるマクロ・コントロールの更なる強化を推進した。

一つは、1994年分税制導入以降2001年まで税収が拡大し、当時、更に増収が見込まれた企業所得税（外商投資企業、中央政府所管企業を除く）、個人所得税を、国務院は2002年から、従来の地方税から共有税（2002年配分比率；「中央50%：地方50%」）へ変更した³⁶⁾。その後、2003年は、「中央60%：地方40%」、2004年以降は状況を見ながら決定することとされた（2007年；「中央6割：地方4割」）。また本改革で中央政府の増収となった部分は、全額が中西部地域へ一般財源（一般性移転支出）として配付されることを併せ決定した。

二つ目は、証券交易（印紙）税は、1997年1月1日から共有税（1997年配分比率；中央50%：地方50%）になった。その後、「中央80%：地方20%」、「中央88%：地方12%」と変遷を経て、2000年10月1日には「中央91%：地方9%」となるなど、中央への配分比率が上昇した。

三つ目は、金融保険業の営業税を5%から8%に引き上げた。増加税収は、中央税として国庫に納入された。

主なものを論じたが、この背景には、税源配分の重要性の高まりを眺め、マクロ・コントロール強化のため税源確保に中央が注力したことにある。正に、ここでの事例は、中央が割合を決めるという加圧器付きの圧力体系強化に向けた取り組みである。

5.2：過度の財政移転支出依存による圧力体系強化

中央は、上述のとおり1994年の分税制改革や、2002年に実行した所得税の共有改革により、中央収入が増加し、圧力体系が強化される中で、この潤沢となった税収を武器に、本来減圧装置として

35) この施策は、①運輸・郵政・四大国有商業銀行・三政策銀行・海洋石油ガス企業の法人・個人所得税は中央財源とし、残りの所得税は共有財源としたほか、②共有財源の配分比率は2002年が中央：地方=50:50、2003年が60:40、2003年以降は再考するとした。また③新規登記企業の徴税管理は国家税务总局へ移管するなど、中央財源化を進めた。④中央政府の財源増加は中西部地域への移転支出に充当することとし、中央財源等を適切に再分配するメカニズムの構築に着手した。

36) もともと中央政府所管であった一部の大型国有企业は除くこととなっている。

の役割を果たす移転支出を通じ、図表5-1のように、地方政府を過度の財政移転支出依存漬け（地方の中央依存度：1992年1.47%→2006年47.59%）にし、このことで圧力体系を構築・強化していくことが見て取れよう。

(図表5-1) 地方財政の中央財政依存度

単位：億元、%

年度	中央補助 (A)	地方上解収入 (B)	中央純補助 (C) = A-B	地方財政支出 (D)	地方の中央依存度 (E) = C/D
1990	585.3	482.2	103.1	2,079.1	4.96
1991	554.8	490.3	64.5	2,295.8	2.81
1992	596.5	558.6	37.9	2,571.8	1.47
1993	544.6	600.3	-55.7	3,330.2	-1.67
1994	2,389.1	570.1	1,819.0	4,038.2	45.05
1995	2,534.1	610.0	1,924.1	4,828.3	39.85
1996	2,722.5	603.9	2,118.6	5,786.3	36.61
1997	2,856.7	603.8	2,252.9	6,701.1	33.62
1998	3,321.5	597.1	2,724.4	7,672.6	35.51
1999	4,086.6	598.1	3,488.5	9,035.3	38.61
2000	4,665.3	599.1	4,066.2	10,366.7	39.22
2001	6,002.0	591.0	5,411.0	13,134.6	41.20
2002	7,351.8	638.0	6,713.8	15,281.5	43.93
2003	8,261.4	618.6	7,642.9	17,229.9	44.36
2004	10,408.0	607.2	9,800.8	20,592.8	47.59
2005	11,484.0	712.0	10,772.1	25,154.3	42.82
2006	13,501.5	787.3	12,714.2	30,431.3	41.78

(資料) 中国財政年鑑2008年等により作成。

6. おわりに

分税制導入に当たっては、①地方政府には、地方利益配慮を通じた妥協等の「アメ」を、②経済発展の進む省・地級政府には、各種補助の約束等の「アメ」を、③発展の遅れた省・地級政府には、移転支出増加等の「アメ」を与えることによって、大義名分を獲得するとともに、こうした地域の支持を得た。これを背景に、各地方政府を懐柔し、分税制導入を実現させた。それは、当時の江沢主席、朱鎔基副総理等中央のリーダーが、数々の妥協・説得等を行う一方で、人事権等を通じた圧力行使を行うなど、「アメ」と「ムチ」を上手く使い分け、導入に導いたことがその証左であった。

この結果、導入時は、各種減圧装置が導入された。

しかし、分税制導入後は、中央は、一転して、增收が見込まれる企業所得税、個人所得税を、従来の地方税から、中央と地方の共有税へと変更するなど、分税制は、着実に中央のマクロ・コントロールを強化し、圧力体系をさらに強化していった。

このように、分税制導入が、マクロ・コントロール強化（強中央）を作り出し、作り出された「強中央」が、圧力体系を強化しつつ、柔軟に減圧装置を組み込み、両者がバランスをとることで、中国政治の安定化に寄与したと結論づけることが出来よう。

最後に、分税制導入によるマクロ・コントロールとの関係について政策的含意を考察してみたい。

「改革開放以降、何故30年も持続する高度成長が可能だったのか」という問い合わせについて、以下のような代表的な論稿がある。

すなわち、秦暉（2008）³⁷⁾の「制度コスト軽減論」のように分税制改革等を含む国家の経済権力強化³⁸⁾を背景に、「低賃金・低福祉・低人権」の「中国モデル」が効果を発揮したとの指摘や、Andrew G. Walder（2003）の共産党体制のままで市場経済に移行したモデルの方が、合法、非合法を問わず、より多くの富を手に入れる可能性に恵まれるとの指摘³⁹⁾は、圧力体系下にある大きな政府の役割が寄与したことによる原因を求めている。

また、政治的民主主義を伴わない形で、政府主導の市場経済化を進めてきた中国の発展形態を、「北京コンセンサス」と提起したJoshua Cooper Ramo（2004）⁴⁰⁾も同様であろう。

これらの主要な研究は、「大きな政府による経済への介入が中国の成長を可能にした」とするものであり、本稿で取り上げた分税制とマクロ・コントロールとの関係では、分税制が「強中央」（圧力体系にある大きな政府）を作り出す過程で、経済成長を持続させ、経済成長持続が中国政治の安定性に寄与したとも言えよう。

とすれば、分税制の導入は、結局のところ、国家能力の強化に繋がり、このことが経済発展を支え、現在の中国政治の安定性の一因となっているとの見方も無理のない含意であろう。

参考文献

（日本文献）

- 今井理之・中嶋誠一（1998）『中国経済がわかる辞典』日本実業出版社。
 William H. Overholt（1994）『中国・次の超大国』サイマル出版会。
 大西靖（2004）『中国財政・税制の現状と展望』PRI Discussion Paper Series（No.04 A-26）。
 大橋英夫（2000）「中央・地方関係の経済的側面：財政・金融を中心に」天児慧編『現代中国の構造変動4：政治』東京大学出版社。
 加藤弘之（2003）「中国—社会主義市場経済の実像」渡辺利夫編『アジア経済読本（第3版）』第10章、東洋経済新報社。
 坂野正高（1973）『近代中国政治外交史』東京大学出版社。
 朱健栄（1998）『朱鎔基の中国改革』PHP研究所。
 ジョナサン・スペンス（1990）『近代中国の台頭』NY,W·Wノートン。
 曾根康雄（1996）『江沢民の中国経済』日本経済新聞社。
 村松祐次（1975）『中国経済の社会態制』復刊版、東洋経済新報社。
 毛里和子編（1990）『現代中国論①毛沢東時代の中国』日本国際問題研究所。

37) 秦暉（2008a）「“中国奇跡”的形成与未来——改革30年之我见」『南方周末』2月21日。

38) 秦暉（2008b）「全球化中的“中国因素”与世界未来」『领导者』2期、总第20期、1~5頁、<http://www.tecn.cn/data/detail.php?id=17856>、2008年3月5日アクセス参照。

39) Walder, Andrew G. (2003), "Politics and Property in Transitional economies: A Theory of Elite Opportunity", Shorenstein APARC., April.

40) Ramo, Joshua Cooper (2004), "The Beijing Consensus", The Foreign Policy Centre, <http://fpc.org.uk/fsblob/244.pdf>, 2009/11/10 アクセス。

- 毛里和子（1998）『周縁からの中国——民族問題と国家』東京大学出版会.
- 毛里和子編（1999）『中国の中央・地方関係』日本国際問題研究所（調書）、3月.
- 毛里和子編（2000）『現代中国の構造変動1 大国中国への視座』東京大学出版会.
- 毛里和子（2004）『新版現代中国政治』名古屋大学出版会.
- 吉岡孝昭（2008a）「中国における財政制度と中央・地方関係に関する分析」『国際公共政策研究』第12巻第2号、111～125頁.
- 吉岡孝昭（2008b）「中国における社会保障制度と中央・地方関係に関する分析」『国際公共政策研究』第13巻第1号、291～306頁.
- 吉岡孝昭（2009）「中国政治の安定性と中央・地方関係—圧力体系と減圧装置を中心に—」『国際公共政策研究』第14巻第1号、109～126頁.
- 吉岡孝昭（2010）「中国における農業税改革と郷鎮級政府財政—農業税廃止を中心に—」『国際公共政策研究』第15巻第1号、71～88頁.

（中文文献）

- 鮑尔（2002）『中国的財政政策—税制与中央及地方的財政関係』中国稅務出版社.
- 胡鞍鋼・王紹光（1994）『中国国家能力報告』牛津大学出版社.
- 胡鞍鋼（1996）「分税制：評価与建議」『戦略与管理』第5期.
- 秦晖（2008a）「“中国奇迹”的形成与未来——改革30年之我见」『南方周末』2月21日.
- 秦晖（2008b）「全球化中的“中国因素”与世界未来」『领导者』2期、总第20期、1～5頁、<http://www.tecn.cn/data/detail.php?id=17856>、2008年3月5日アクセス参照。
- 榮敬本ほか（1998）『从压力型体制向民主合作体制の転変—県郷両級政治体制改革』中央編訳出版社.
- 上海財経大学公共政策研究中心（1999）『中国財政発展報告』上海財経大学出版社.
- 尚長風（2005）『公共財政政策理論与実践』南京大学出版.
- 項懷誠（2008）「从分税制到公共財政」『財経』雑志総第223期、10月27日.
- 中国財政年鑑編輯委員会編（1995）「国务院關於实行分税制財政管理体制的決定」『中国財政年鑑』1994年版、63頁.
- 周波（2009）『政府間財力与事権匹配問題研究』東北財経大学出版社.

（欧米文献）

- Oi, Jean C. and Shukai, Zhao (2007), "Fiscal Crisis in China's Townships", in Elizabeth J. Perry and Merle Goldman (eds.), *Grassroots Political Reform in Contemporary China*, Harvard University Press Cambridge, Massachusetts London, England, pp.75-96.
- Pak. K. Lee (2000), "Into the Trap of Strengthening State Capacity: China's Tax-Assignment Reform," *China Quarterly*, No. 164, December, pp.1011-1013.
- Ramo, Joshua Cooper (2004), "The Beijing Consensus", The Foreign Policy Centre, <http://fpc.org.uk/fsblob/244.pdf>, 2009/11/10アクセス。
- Walder, Andrew G. (2003), "Politics and Property in Transitional economies: A Theory of Elite Opportunity", Shorenstein APARC., April.

（その他）

- 新聞等：人民日報、新民晚报、日本経済新聞、読売新聞、South China Morning Post (1993), September 24 and November 8。
- 統計等：安徽省財政年鑑2006、中国財政年鑑、中国統計摘要、中国統計年鑑、中国民族統計年鑑2005年、国民經濟・社会発展統計公報等。